

●別表 各資金の信用保証料率と保証料補填率

①CRD値による区分		1	2	3	4	5	6	7	
信用保証料率(年)	中小企業振興資金 短期資金	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%
		保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.35%	0.20%	0.10%	0.00%
		利用者負担保証料率	1.40%	1.25%	1.10%	1.00%	0.95%	0.90%	0.80%
	ぎふしアシスト短期資金 ぎふし事業承継資金 (経営承継枠) (特定経営承継枠) (経営承継準備枠)	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%
		保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%
		利用者負担保証料率	1.40%	1.25%	1.10%	0.90%	0.70%	0.55%	0.35%
	ぎふし事業承継資金 (特定経営承継準備枠)	信用保証料率	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%	1.15%
		保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%	0.45%
		利用者負担保証料率	0.65%	0.65%	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%	0.70%
	小口零細企業資金	信用保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%
		保証料補填率	1.70%	1.60%	1.50%	1.40%	1.25%	1.10%	0.90%
		利用者負担保証料率	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%
	みらい戦略資金 (新分野進出支援枠) (省エネ・エコ促進枠)	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%
		保証料補填率	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%
		利用者負担保証料率	0.70%	0.65%	0.55%	0.45%	0.35%	0.30%	0.20%
	創業者支援資金 みらい戦略資金 (重点施策枠)	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%
		保証料補填率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%
		利用者負担保証料率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	経営環境変動対策資金 (経営支援枠)	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%
		保証料補填率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%
利用者負担保証料率		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
経営環境変動対策資金 (セーフティネット支援枠)	信用保証料率								
	保証料補填率								
	利用者負担保証料率								
ぎふし経営力強化資金 (責任共有制度対象外)	信用保証料率	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	
	保証料補填率	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	
	利用者負担保証料率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
ぎふし経営力強化資金 (責任共有制度対象)	信用保証料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	
	保証料補填率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	
	利用者負担保証料率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
ぎふし返済おまとめ資金	信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	
	保証料補填率	0.50%	0.50%	0.45%	0.35%	0.20%	0.10%	0.00%	
	利用者負担保証料率	1.40%	1.25%	1.10%	1.00%	0.95%	0.90%	0.80%	

- ・保証協会は、一般社団法人CRD協会が運営・管理するCRD(中小企業信用リスク情報データベース)に基づいて算出された信用リスクに関するスコアにより、中小企業者等を9段階に区分する。
- ・信用保証料について、保証協会の規定に基づき、融資額に対して上記の年率をもって計算する。
- ・財務諸表がないときは、区分5の信用保証料率とする。ただし、ぎふし経営力強化資金について、責任共有制度対象外は1.35%とし、責任共有制度対象は1.15%とする。

8	9	②中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号及び第6号に定める認定を受けている方	③中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号に定める認定を受けている方	④中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係が成立する方	⑤中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方	⑥中小企業信用保険法第3条に定める普通保険、第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方	⑦中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方
0.60%	0.45%						
0.00%	0.00%						
0.60%	0.45%						
0.60%	0.45%						
0.45%	0.45%						
0.15%	0.00%						
1.15%	1.15%						
0.45%	0.45%						
0.70%	0.70%						
0.70%	0.50%			0.65%			
0.70%	0.50%			0.65%			
0.00%	0.00%			0.00%			
0.60%	0.45%						
0.45%	0.35%						
0.15%	0.10%						
0.60%	0.45%				0.80%		
0.60%	0.45%				0.80%		
0.00%	0.00%				0.00%		
0.60%	0.45%						
0.60%	0.45%						
0.00%	0.00%						
		0.90%	0.68%			0.80%	0.65%
		0.90%	0.68%			0.80%	0.65%
		0.00%	0.00%			0.00%	0.00%
0.50%	0.50%						
0.50%	0.50%						
0.00%	0.00%						
0.45%	0.45%						
0.45%	0.45%						
0.00%	0.00%						
0.60%	0.45%						
0.00%	0.00%						
0.60%	0.45%						

- ・責任共有保証料率が適用される保証について、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、信用保証料率を0.1%割引する。
- ・担保を供する場合は、信用保証料率を0.1%割引する。ただし、②、③、⑤、⑥、⑦の場合は割引を行わない。
- ・保証料の補填の額は、保証協会に支払うべき保証料の額を上限とする。